

奈良県告示第百二十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
県営ため池整備 事業	平成十八年五月 八日	貝那木中池 地区	平成十七年度 から平成二十 年度まで	平成二十一年三月 三十一日